省　令

○農林水産省経済産業省令第十一号

金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（平成三十一年内閣府令第九号）及び金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融商品取引業等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第十号）の施行に伴い、商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年十二月十九日

農林水産大臣　江藤　拓
経済産業大臣　梶山　弘志

商品先物取引法施行規則の一部を改正する省令

商品先物取引法施行規則（平成十七年農林水産省経済産業省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（特定店頭商品デリバティブ取引業者の届出） **第百六十八条**　（略） 2・3　（略） 4　法第三百四十九条第一項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一～三　（略） 四　金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等である者にあっては次に掲げる事項 イ　金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の十及び第二十一号に規定する措置（同条第十二項及び第十三項の規定により同条第一項第二十一号の十及び第二十一号の十一の規定が適用されない取引に係るものを除く。）を講ずるに当たって、同条第九項の規定に基づき、店頭商品デリバティブ取引（同項第一号イに規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。）を当該措置に係る非清算店頭デリバティブ取引（同条第一項第二十一号の十に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいう。）に含めることとしている旨	（特定店頭商品デリバティブ取引業者の届出） **第百六十八条**　（略） 2・3　（略） 4　法第三百四十九条第一項第四号の主務省令で定める事項は、次に掲げるものとする。 一～三　（略） 四　金融商品取引法第三十四条に規定する金融商品取引業者等である者にあっては次に掲げる事項 イ　金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の五及び第二十一号の六に規定する措置（同条第十項及び第十一項の規定により同条第一項第二十一号の五及び第二十一号の六の規定が適用されない取引に係るものを除く。）を講ずるに当たって、同条第七項の規定に基づき、店頭商品デリバティブ取引（同項第一号イに規定する店頭商品デリバティブ取引をいう。）を当該措置に係る非清算店頭デリバティブ取引（同条第一項第二十一号の五に規定する非清算店頭デリバティブ取引をいう。）に含めることとしている旨

ロ　金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の十一に規定する措置を講ずるに当たって、主務大臣が定める方法により同号イの潜在的損失等見積額を算出する場合にあっては、主務大臣が定める事項

ロ　金融商品取引業等に関する内閣府令第百二十三条第一項第二十一号の六に規定する措置を講ずるに当たって、主務大臣が定める方法により同号イの潜在的損失等見積額を算出する場合にあっては、主務大臣が定める事項

附　則

この省令は、公布の日から施行する。